

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 84 号

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法施行細則（平成 14 年岩手県規則第 91 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(指定居宅支援事業者の指定)</u></p> <p>第 2 条 省令第 32 条から第 35 条までに規定する申請書は、<u>指定居宅支援事業者指定申請書（様式第 1 号）によらなければならない。</u></p> <p><u>(変更等の届出)</u></p> <p>第 3 条 省令第 36 条第 1 項の規定による届出は、<u>指定居宅支援事業者変更届（様式第 2 号）により行わなければならない。</u></p> <p>2 省令第 36 条第 3 項の規定による届出は、<u>指定居宅支援事業廃止（休止、再開）届（様式第 3 号）により行わなければならない。</u></p> <p><u>(指定知的障害者更生施設等の指定)</u></p> <p>第 4 条 省令第 37 条に規定する申請書は、<u>指定知的障害者更生施設等指定申請書（様式第 4 号）によらなければならない。</u></p> <p><u>(変更の届出)</u></p> <p>第 5 条 省令第 38 条の規定による届出は、<u>指定知的障害者更生施設等変更届（様式第 5 号）により行わなければならない。</u></p> <p><u>(指定の辞退)</u></p> <p>第 6 条 法第 15 条の 29 の規定に基づく指定の辞退は、<u>指定知的障害者更生施設等指定辞退届（様式第 6 号）により行わなければならない。</u></p>	<p><u>(指定知的障害者更生施設等の指定)</u></p> <p>第 2 条 省令第 37 条に規定する申請書は、<u>指定知的障害者更生施設等指定申請書（様式第 1 号）によらなければならない。</u></p> <p><u>(変更の届出)</u></p> <p>第 3 条 省令第 38 条の規定による届出は、<u>指定知的障害者更生施設等変更届（様式第 2 号）により行わなければならない。</u></p> <p><u>(指定の辞退)</u></p> <p>第 4 条 法第 15 条の 29 の規定に基づく指定の辞退は、<u>指定知的障害者更生施設等指定辞退届（様式第 3 号）により行わなければならない。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第 1 号から様式第 3 号までを削除

改正前	改正後				
<p>様式第 4 号（第 4 条関係）</p> <table border="1"><tr><td>受付番号</td><td></td></tr></table> <p>年 月 日</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>[略]</p>	受付番号		<p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <table border="1"><tr><td>受付番号</td><td></td></tr></table> <p>年 月 日</p> <p>岩手県知事 様</p> <p><u>（県南広域振興局長）</u></p> <p>[略]</p>	受付番号	
受付番号					
受付番号					

様式第5号（第5条関係）

受付番号

年 月 日

岩手県知事 様

[略]

様式第6号（第6条関係）

受付番号

年 月 日

岩手県知事 様

[略]

様式第2号（第3条関係）

受付番号

年 月 日

岩手県知事 様

（県南広域振興局長）

[略]

様式第3号（第4条関係）

受付番号

年 月 日

岩手県知事 様

（県南広域振興局長）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の知的障害者福祉法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の知的障害者福祉法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。